

平成 27 年 12 月定例会（平成 27 年 12 月 22 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月22日(火)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	6
	○企業長提出第5号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決	8
	○企業団行政に対する一般質問	9
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	9
	○水道事業調査研究特別委員の選任	10
	○諸般の報告	10
	○議事日程の追加	11
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	11
	○特定事件の議会運営委員会付託	12
	○閉 議	12
	○企業長の挨拶	12
	○閉 会	12
署名議員		13
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		15

水企告示第31号

平成27年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月15日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成27年12月22日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成27年12月定例会 会期12月22日 1日間

応招議員 15名

1番	橋 詰	昌 児	議員	2番	山 田	大 助	議員
3番	長 谷 川	真 也	議員	4番	山 崎	善 弘	議員
5番	瀬 賀	恭 子	議員	6番	服 部	正 一	議員
7番	小 林	豊 代 子	議員	8番	松 田	典 子	議員
9番	菊 地	貴 光	議員	10番	佐 藤	永 子	議員
11番	岡 野	英 美	議員	12番	島 田	玲 子	議員
13番	伊 藤	治	議員	14番	後 藤	孝 江	議員
15番	松 島	孝 夫	議員				

不応招議員 なし

12月定例会 第1日

平成27年12月22日（火曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件（企業長提出第5号議案）の上程
△決算特別委員長の審査結果報告
- 7 企業長提出第5号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 10 水道事業調査研究特別委員の選任
- 11 諸般の報告
- 12 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 13 特定事件の議会運営委員会付託
- 14 閉 議
- 15 閉 会

(開議 午前10時25分)

出席議員 15名

1番	橋	詰	昌	児	議員	2番	山	田	大	助	議員	
3番	長	谷	川	真	也	議員	4番	山	崎	善	弘	議員
5番	瀬	賀	恭	子	議員	6番	服	部	正	一	議員	
7番	小	林	豊	代	子	議員	8番	松	田	典	子	議員
9番	菊	地	貴	光	議員	10番	佐	藤	永	子	議員	
11番	岡	野	英	美	議員	12番	島	田	玲	子	議員	
13番	伊	藤		治	議員	14番	後	藤	孝	江	議員	
15番	松	島	孝	夫	議員							

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福	岡		章	企	業	長
清	水	秀	樹	局		長
石	垣	利	一	次	長	兼
				配	水	管
				理	課	長
小	川	泰	弘	総	務	課
野	呂	一	穂	お	客	さ
				ま	課	長
大	徳	昭	人	施	設	課
石	坂	正	幸	長		
				配	水	管
				理	課	主
				幹		

参与として出席した者の職氏名

高	橋		努	越	谷	市	長
会	田	重	雄	松	伏	町	長

書 記

筋		雄	司	総	務	課	長	兼
				副	課	長		
				庶	務	係		
山	本		集	総	務	課	係	事
				庶	務			
茂	呂	彩	花	総	務	課	係	事
				庶	務			

10時25分 開 会

◎開会の宣告

- （橋詰昌児議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成27年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （橋詰昌児議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （橋詰昌児議長） 平成27年4月から平成27年10月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△特定事件の審査結果報告

- （橋詰昌児議長） 次に、去る9月定例会において、議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （橋詰昌児議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から2番山田大助議員、3番長谷川真也議員、4番山崎善弘議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （橋詰昌児議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （橋詰昌児議長） 次に、閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第5号議案「平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、伊藤治委員長、登壇して報告願います。

〔伊藤 治決算特別委員長登壇〕

- （伊藤 治決算特別委員長） おはようございます。議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第5号議案「平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月30日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に山崎善弘委員が選任され、第5号議案の審査を閉会中の継続審査として、第2日に行うこととなりました。

第2日の委員会は、去る10月7日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨につきましては、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、水道料金のクレジットカード払い導入の考えは、に対し、

水道料金のクレジットカード払いについては、支払い選択肢の拡大などのメリットがある一方、

システム開発に伴う費用の発生や、他団体の状況調査では収納率の向上に繋がらず、口座振替から移行するケースが殆どであるなどのデメリットもある。

今年度は職員を研修に参加させるなどその効果について調査・研究を進めており、今後も導入におけるメリットとデメリットを十分に精査し、検討してまいりたい、とのことであります。

次に、消費税を利用料に転嫁したことによる利用者及び企業団財政への影響は。また、転嫁しないという選択肢は、に対し、

利用者への影響については、口径13ミリメートルと20ミリメートルの平均的な一般家庭では、消費税の引上げと同程度の使用水量の減少があり、水道料金の支払い額については引き上げ前とほとんど変わらなかったと考えている。

一方、当企業団への影響については、基本的には損益への影響はないが、給水収益が前年度に比べて8%落ちていることから、消費税率の引上げに伴い使用を控えるといった間接的な影響があったのではないかと考えている。また、消費税を転嫁しないという選択肢については、転嫁しなくとも税は8%を支払わなければならない、実質的に値下げすることになり、収益を圧迫する結果となることから、法令に基づき適正に転嫁しなければならないと考えている、とのことであります。

次に、漏水調査業務委託による経済的効果は、に対し、

平成26年度の漏水調査により、漏水が発見された86件の1時間当たりの漏水量は、12.684立方メートルであり、この数字を基に1年間の漏水量を換算し、経済効果を試算すると、約1,940万円の効果があったと考えられる、とのことであります。

次に、平成27年度中に、どこまで包括委託の検討を進めることが可能か、に対し、

現在、委託による効果、サービスの向上などの観点から、委託可能な業務の選定、委託方式、課題等について検討を行っている。検討に当たっては、健全経営、業務サービス等の継続性と信頼性の確保を前提にしつつ、それに見合った職員の適正な人員配置が行えることなどに留意しながら進める必要があり、現在策定中の次期基本計画に外部委託の方向性、考え方を盛り込みつつ、引き続き他の事業体の先進事例を参考に検討を進めていきたい、とのことであります。

次に、「水道事業基本計画2006」における管路耐震化の達成率や進捗及び今後の見通しは、に対し、

「水道事業基本計画2006（後期見直し）」における耐震化率の目標値は50%である。

平成26年度末の耐震化率は45%、本計画の最終年度である平成27年度末では45.7%と見込んでおり、目標値には達しない。これは、口径400ミリメートル以上の基幹管路の耐震化率が上がらなかったことが一つの要因と考えている。今後については、次期基本計画において設定する耐震化率の目標値を達成するために、しっかりと更新計画を定めていきたい、とのことであります。

次に、破産更生債権に対する対応状況は、に対し、

破産更生債権の内容は不納欠損である。水道料金債権には2年の消滅時効があり、時間の経過と

ともに回収が難しくなることから、早期回収を念頭に対策を講じている。しかしながら、無断で転出された方については追跡が困難な部分もあり、このような場合は不納欠損となってしまう。平成26年度に不納欠損として計上したのは、平成23年度の水道料金4,648件分で、金額は税抜きで2,296万9,694円であった。今後も併合徴収している構成市町の下水道担当課と連絡を密に取りながら、一層の未収金回収に努めてまいりたい、とのことであります。

次に、管路のダウンサイジングの実行に向けた地域計画の設定は、に対し、

管路のダウンサイジングについては、管路を減らすのではなく、管の口径のダウンサイジングについて検討を行っている。更新時期については、「更新の前倒し」や「健全施設の共用延長」等を行って40年間の事業費を平準化している。更新の優先順位については、老朽度を勘案してなるべく浄・配水場に近いところから更新を行い、その他の管については、地区ごとに設計を考えており、法定耐用年数40年を経過した管路の多い地区を優先して更新する考えである、とのことであります。

次に、今後、県水の料金改定があった場合に、どの程度まで現状料金のまま経営を続けていくことが可能かの試算は、に対し、

昨年策定した水道施設総合管理計画の財政収支見通しでは、更新費用の増加により平成38年度には収益的収支が赤字になると試算している。

県水が改定された場合の当企業団における料金の考え方としては、仮に県水単価の値上げにより、給水原価が上昇した場合、その上昇幅にもよるが、安易に水道料金の引き上げに繋がらないように費用の縮減などの企業努力が大前提になると考えている。今後も適切な収益の見込みと徹底した費用の縮減により利益を確保できるよう努めていきたい、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたところ、反対討論として、消費税の影響について、経営に対する影響や法令上やむを得ないことは理解できるが、水道事業は重要なライフラインであり、住民の負担増には賛成はできず、消費税の転嫁を含んだ決算には反対である、との発言がありました。

以上で討論を終結し、採決の結果、企業長提出第5号議案については賛成多数により原案のとおり可決及び認定と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第5号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決

○（橋詰昌児議長） 第5号議案「平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

10時36分 休憩

10時36分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （橋詰昌児議長） 挙手は多数であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

10時37分 休憩

10時55分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （橋詰昌児議長） これより企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （橋詰昌児議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎水道事業調査研究特別委員の選任

- （橋詰昌児議長） お諮りいたします。

ただいま設置いたしました水道事業調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、

2番 山田大助 議員	3番 長谷川真也 議員
4番 山崎善弘 議員	5番 瀬賀恭子 議員
6番 服部正一 議員	7番 小林豊代子 議員
8番 松田典子 議員	9番 菊地貴光 議員
10番 佐藤永子 議員	11番 岡野英美 議員
12番 島田玲子 議員	13番 伊藤治 議員
14番 後藤孝江 議員	15番 松島孝夫 議員

以上、14人を選任いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を水道事業調査研究特別委員に選任することに決しました。

◎休憩の宣告

- （橋詰昌児議長） この際、暫時休憩いたします。

10時57分 休憩

11時25分 再開

◎開議の宣告

- （橋詰昌児議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （橋詰昌児議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （橋詰昌児議長） 休憩中に開催されました水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に山崎善弘委員、副委員長に島田玲子委員が互選されました。

△特定事件の付託申し出の報告

- （橋詰昌児議長） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、水道事業調査研究特別委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （橋詰昌児議長） お諮りいたします。

この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （橋詰昌児議長） これより水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （橋詰昌児議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （橋詰昌児議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （橋詰昌児議長） 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （橋詰昌児議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

去る9月定例会において閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されておりました第5号議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、まことにありがとうございました。

決算特別委員会において賜りました貴重なご意見、ご指導を十分に生かし、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援助とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎えまして、議員の皆様には公私ともにお忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますとともに、一層のご活躍を心からお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （橋詰昌児議長） これをもちまして、平成27年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 橋 詰 昌 児

議 員 山 田 大 助

議 員 長 谷 川 真 也

議 員 山 崎 善 弘

◎ 企業長提出議案の処理結果

第 5 号議案 平成 26 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計の未処分利益剰余金処分及び決算認定について

(原案及び認定可決)